

下笠区所有軽トラック管理規則

(趣旨)

第1条 下笠区(以下「区」という。)が所有する軽トラックの管理及び使用についてはこう規定の定めるところによる。

(目的)

第2条 区が所有する軽トラック(以下「消防用軽トラック」という)は緊急事態発生時や訓練活動等に、養老町消防団第6分団第1部及び第2部が円滑な活動を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規定における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「区長」とは、下笠区長をいう
- (2) 「消防団」とは、養老町消防団第6部団第1部、第2部をいう。
- (3) 「自動車運転手」とは、消防用軽トラックの運転をする消防団員をいう。

(消防用軽トラック管理者等)

第4条 消防用軽トラックの現状を把握し、安全かつ効率的に管理及び出動をするため、管理者及び補助管理者を置く。

- 2 消防用軽トラック管理者(以下「管理者という」は区長をもって充て、補助管理者は消防団第6分団第1部及び第2部の各部長をもって充てる。

(管理者の任務)

第5条 管理者は、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 消防用軽トラック及び車両保険の名義人となること。
- (2) 自動車運転手の指導及び監督にかんすること。
- (3) 消防用軽トラックの点検及び整備に関すること。
- (4) 消防用軽トラックの管理及び使用に関する手続き並びに記録等の整理及び保存に関すること。
- (5) 消防用軽トラックの安全管理及び事故防止の措置に関すること。
- (6) 車庫及び関係施設の監守並びに火災防止の措置に関すること。
- (7) 消防用軽トラックの使用の許可に関すること。
- (8) その他消防用軽トラックの管理及び使用のため必要に認める事

- 2 消防管理者は、管理者を補助し日常的には第5条2号～8号の業務を処理する。

(使用の範囲)

第6条 使用できる範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 火災、洪水及び震災等緊急事態発生時の消防団活動。
- (2) 消防団の訓練活動

(使用の手続き)

第7条 通常は消防団各部が管理し、緊急事態に備え、緊急事態発生及び訓練等消防隊活動に出動する。消防活動での出動については、消防用軽トラック使用願の事前提出は必要としない。

- 2 自動車運転手は複数人決め、管理者に報告する(様式第1号)
- 3 使用後は、直ちに消防用軽トラック子養母使用簿(様式第2号)に記録し、管理者に報告をする。

(消防用軽トラック使用上の留意事項)

第8条 自動車運転手は、道路交通法その他関係法令の定めに従うほか、常に安全運転を心がけるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 整備・点検を常に心がけ、緊急時の出動に備える。点検の結果は、消防用軽トラック点検記録簿(様式第3号)に記録するとともに、異常を認めた場合は、直ちに管理者に報告し、その指示に従うものとする。

- (2) 緊急時を除く使用前には、消防用軽トラック点検記録簿(様式第3号)に明記れ点検を行うとともに、異常を認められた場合は、直ちに管理者に報告しその指示に従うものとする。
- (3) 使用中に消防用軽トラックの故障又は使用に支障を来す状態を発見した場合は、速やかに管理者に報告し、その指示に従うものとする。
- (4) 使用後は、消防用軽トラック点検記録簿(様式第3号)による点検を行い、所定の場所に格納の上、使用の完了報告を行うものとする

(事故発生の場合の措置)

第9条 自動車運転手は、使用中に事故等が生じたときは、直ちに応急措置をとるとともに、管理者に通報し、その指示に従うものとする。

- 2 管理者は、前項の通報を受けたときは、直ちに所轄警察署の現場検証に立ち会うものとし、事故内容を調査すると同時に保険の手続きを行う。
- 3 自動車運転手は、走行中に事故等が生じたときは、現場において被害者及び加害者あるいはその他の関係者との間で、事項の責任、損害保険等に関し一切の取り決めをしてはならない。

(運転業務付加)

第10条 管理者は、自動車運転者に対して、次の各号に掲げる行為を命じ又は容認してはならない

- (1) 無免許又は酒気を帯びて運転をすること。
- (2) 過労又は病気等のため正常な運転が困難な状態で運転をすること。
- (3) 乗車人員又は積載物の制限を通過して運転をすること。

(管理)

第11条 消防用軽トラックの格納場所は消防団詰所車庫とする。

- 2 消防用軽トラックのエンジン及びドアの鍵は、所定の箇所に保管する。
- 3 消防用軽トラックの車検・修理等の管理、及び自動車保険(強制・任意保険とも)については、区が契約する業者で行い、会計は区が行う。

(雑則)

第12条 管理者は、この規則により難い事態が生じた場合は、その取扱いを別にすることができるものとする。

- 2 前項に基づき、取扱いを定めた場合は、管理者は速やかに下笠区自治会長連絡会に報告しなければならない。
- 3 この規則は、消防団と協議の後、下笠区自治会長連絡会議の承認を経て、改めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。